平成２７年（フ）第５４５号
神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目４番17―307号
債務者　武智　竜也
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９３号
神戸市東灘区深江北町３丁目11番30―304号、従前の住所大阪市住吉区長居東３丁目８番30号　クリスタル・ヴィラージュ　402号
債務者　安藤有加里（旧姓東山）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４１号
神戸市須磨区白川台５丁目21番地の７　メゾン・ド・エミナンス204号
債務者　岡　美由喜
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８５９号
大阪市天王寺区城南寺町６番14号誓安寺ビルＮ―２号
債務者　吉川　保枝
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７３号
大阪市淀川区木川西４―４―２―324、住民票上の住所大阪市淀川区三国本町３丁目８番12―805号
債務者　谷　　圭造
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０７号
大阪府寝屋川市香里西之町13番４号
債務者　西方　園子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９号
静岡県磐田市豊岡6851番地１　太田ハイカムール103号室、前住所静岡県磐田市東平松789番地
債務者　佐々木憲治
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
静岡県浜松市北区引佐町金指1590番地の34、前住所静岡県浜松市中区高丘西３丁目６番８号
債務者　川合　潮美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第８０号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1296番地１　アビタシオン・モーリ202号（申立時の住所）岐阜県恵那市岩村町飯羽間2483番地３　レジデンス創　２階Ａ号室
破産者　新井　貴浩
主文　当裁判所が平成27年９月３日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「岐阜県恵那市岩村町飯羽間2483番地３　レジデンス創　２階Ａ号室」とあるのを「長野県上伊那郡辰野町大字平出1296番地１　アビタシオン・モーリ202号（申立時の住所）岐阜県恵那市岩村町飯羽間2483番地３　レジデンス創　２階Ａ号室」と更正する。
平成27年９月28日
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４６５７号
東京都葛飾区立石８丁目39―14―401
破産者　山田　政雄
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００号
群馬県渋川市半田2803番地
破産者　加藤土建株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９５３７号
神奈川県大和市渋谷１丁目７番地２
破産者　株式会社工匠
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５３８号
神奈川県横浜市金沢区大川７―７―724
破産者　秋山　　剛
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６号
新潟県糸魚川市中央１丁目11番13号
破産者　相馬スレート建材株式会社
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉3458番地の７
破産者　株式会社増田工務店
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２１号
東京都八王子市川口町4006番地２銀の星201号
破産者　小泉　祐子
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部